○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（京都地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（京都地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第１０５号
奈良市法蓮町163番地の２
申立人　奈良県信用保証協会
代表者代表理事　杉村　和彦
本籍奈良県吉野郡大淀町大字増口424番地、最後の住所奈良県吉野郡大淀町大字北野34番地の12、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日平成22年５月31日、出生の場所奈良県吉野郡大淀町、出生年月日昭和16年10月28日、職業不明
被相続人　亡　東　　俊男
事務所大阪市北区西天満３丁目14番16号西天満パークビル３号館９階　長澤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長澤　　彰
奈良家庭裁判所吉野出張所

平成２３年（家）第９５０号
島根県松江市白潟本町71番地
申立人　山陰債権回収株式会社
本籍島根県松江市浜乃木２丁目９番、最後の住所島根県松江市岡本町948番地、死亡の場所島根県松江市、死亡年月日平成20年９月５日、出生の場所島根県八束郡島根町、出生年月日昭和17年７月２日、職業会社役員
被相続人　亡　中西　正寛
島根県松江市大輪町420―19　松原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安藤　有理
松江家庭裁判所

平成２３年（家）第７１５５号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　株式会社整理回収機構
本籍福岡市博多区吉塚１丁目850番地、最後の住所福岡県大野城市大城４丁目13番15号、死亡の場所福岡県大野城市、死亡年月日平成21年５月18日、出生の場所不詳、出生年月日大正８年12月３日、職業不詳
被相続人　亡　徳峰　茂松
事務所福岡市中央区赤坂１丁目３番１号　赤坂ピアレ５階
相続財産管理人　弁護士　成瀬　　裕
福岡家庭裁判所

平成２３年（家）第１１８７号
大分県大分市大字高瀬222番地の１
申立人　安東ひろ子
本籍大分市金池町１丁目１番地、最後の住所大分県大分市西大道２丁目１番44号、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日平成23年５月18日、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和25年12月23日、職業無職
被相続人　亡　関　　美敏
大分市都町３丁目７番35号　田辺ビル402
相続財産管理人　木上　雄二
大分家庭裁判所

平成２３年（家）第１５３号
北九州市小倉北区昭和町19番10―815号
申立人　岡本　載子
本籍大分県中津市1046番地１、最後の住所大分県中津市大字島田722番地、死亡の場所福岡市城南区、死亡年月日平成22年３月３日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和30年８月11日、職業会社代表者
被相続人　亡　岡本　富善
事務所北九州市小倉北区京町２－７－７ＯＮＯビル５階ナリッジ共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安元　隆治
大分家庭裁判所中津支部

平成２３年（家）第２５４号
東京都東村山市栄町２丁目20―７
申立人　村山　　達
本籍埼玉県秩父市中村町３丁目18番、最後の住所埼玉県秩父市中村町３丁目18番３号、死亡の場所埼玉県秩父市、死亡年月日平成23年１月26日、出生の場所埼玉県秩父郡秩父町、出生年月日昭和23年７月14日、職業会社員
被相続人　亡　村山　益一
事務所埼玉県秩父市道生町３番６号
相続財産管理人　弁護士　新井兄三郎
さいたま家庭裁判所秩父支部

平成２３年（家）第９００５２号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目３番地の12
申立人　久保田光雄
本籍熊本県菊池市七城町砂田2473番地、最後の住所東京都東村山市諏訪町２丁目26番地１白十字ホーム、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日平成23年４月15日、出生の場所福岡県遠賀郡黒崎町、出生年月日明治41年８月７日、職業無職
被相続人　亡　増永キミコ
事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目１番18号　中村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝
東京家庭裁判所立川支部

平成２３年（家）第４００１９号
横浜市中区日本大通９番地
申立人　横浜地方検察庁
検察官検事　仁田　良行
本籍東京都中野区大和町１丁目46番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区常盤台13番１号　恵風ホーム、死亡の場所横浜市緑区、死亡年月日平成22年７月26日、出生の場所東京府豊多摩郡野方町、出生年月日大正11年10月７日、職業不詳
被相続人　亡　諸口　数男
神奈川県鎌倉市岡本２丁目２番１―414号
相続財産管理人　松本　　昭
横浜家庭裁判所

平成２３年（家）第６７５号
横浜市鶴見区元宮１丁目15―17
申立人　山口　英則
本籍東京都渋谷区南平台町１番地、最後の住所川崎市高津区溝口４丁目18番30―203号桑島ビル、死亡の場所神奈川県川崎市宮前区、死亡年月日平成23年４月25日、出生の場所東京府東京市中野区、出生年月日昭和９年11月11日、職業無職
被相続人　亡　加藤　雅朗
事務所川崎市川崎区宮前町８―15　パールビルディング501号室　中野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木愼一郎
横浜家庭裁判所川崎支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第８０３０号
福岡県太宰府市梅香苑４丁目17番15号
申立人　池見　智幸
本籍佐賀県鳥栖市神辺町1485番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所佐賀県鳥栖市、死亡年月日平成19年７月６日、出生の場所佐賀県鳥栖市、出生年月日昭和45年10月17日、職業会社員
被相続人　亡　成富　賢治
催告期間満了日　平成24年１月31日
佐賀家庭裁判所

平成２３年（家）第７００６号
沖縄県名護市字宮里453番地の７　３階
申立人　中西　良一
本籍沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊137番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所沖縄県国頭郡今帰仁村、死亡年月日平成22年５月11日、出生の場所沖縄県国頭郡今帰仁村、出生年月日昭和45年11月３日、職業無職
被相続人　亡　新城　　真
催告期間満了日　平成24年２月６日
那覇家庭裁判所名護支部